

# 倉渕ダムはいらない

## 地元農家から公開質問状

群馬県知事  
小寺弘之様

私は田島三夫と申します。

榛名町を流れる烏川のほとりで農業を営んでいます。この川の用水を利用しての稲づくりや、入合いの場でもある烏川は私の生活基盤であります。さらに隣の倉渕村の清流と溪谷の美しさは、次代へと引き継ぐべき大事な財産であると考えます。

ところで烏川上流部、倉渕村に計画されているダムは、建設の必要がないと私は思います。ここに「烏川を大事にする会」を代表してその理由を述べるとともに、平成十三年十月群馬県土木部河川課ダム建設室、倉渕ダム建設事務所作成の「倉渕ダム・群馬県」という冊子の内容に関する質問をいたします。つきましては、これに対する回答をお願いいたします。

この冊子の「倉渕ダム建設事業の概要」欄は、昭和十年（一九三五年）九月の台風災害で烏川流域の死者行方不明者数が五十二名に及んだ旨を特記し、また「近年の洪水被害」欄では昭和五十七年の台風十号の被害状況が目まぐるしく。

昭和十年九月の災害について古老の話では「この時は数日前から大雨が降り続き、連続雨量は七〇〇ミリを越え、その最後の三時間雨量は四〇〇ミリ以上となった。烏川はもとより各支流や近隣の河川の増水もきわめて激しく、寛保二年（一七四三

年）以来、一九三年目の大洪水だった」とのことです。

しかしながら、「室田町誌」によれば、同町の死者行方不明者三十九名のうち山崩れによるものが三十七名、支流滑川での溺死が二名となっており、烏川増水に起因する死亡事故とは言えません。

また「里見村誌」によれば、同村における死者行方不明者八名のほとんどが山津波などによるものであることがわかります。

次に、同冊子の「倉渕ダムの目的」「近年の洪水被害」欄において、昭和五十七年八月の台風十号による死者が三名（沿岸市町村合計）となっており、倉渕村での犠牲者一名は同冊子掲載の広報「くらぶち」にあるとおり、「至沢の鉄砲水に押し流され」たものであることがわかります。

さらに榛名町において二名の方が死亡しましたが、同町広報担当職員星野真澄氏によれば「この時、台風十号による雨の影響で、榛名町天上橋付近にガケ崩れが発生。車で通行中の町外の方が生き埋めとなり犠牲者二名を出した」とのことです。

また、この台風による被害例として同冊子掲載の広報「はるな」に取り上げられた岡田金吾さん宅（榛名町上大島）は、烏川から三百五十メートル離れた場所に位置し、里見川という小河川の増水による床上浸水であり、烏川とは関係がありません。もうひとつの被害例として、

「県道下室田―高崎線（昭和橋付近）烏川」と説明の添えられた写真も掲載されていますが、これは同県道の工事による埋め立て部分が、道路表面から流れ込んだ雨水の作用で陥没したものです。

私はこれまで四十年間烏川を見続けてきましたが、この川が増水するつど、にぎり水の色が大きく変化することを知っています。

強い雨をもたらす雨雲が停滞する場所により、榛名山の東側・南側・西側・浅間隠山の東、鼻曲山、霧積山方面、地蔵峠、石尊山付近という具合にそれぞれの地質に応じた色を呈するので

す。強い雨域が榛名山周辺の時は茶色、浅間隠山の東側は焦茶色、霧積山方面は黒色となります。水の色から逆に降雨域をおしはかることが可能です。烏川の治水計画を立てるうえでも注目すべき現象です。

昭和橋下流付近でのこの川の集水域は、ダム計画地でのそれに比べて約10倍もの広さがあります。これを取り囲むように前記の山々が位置しており、烏川のにぎり水の色は、雨雲が停滞しているいずれかの山を指し示します。「ある時はダム計画地の鼻曲山」といった具合にです。

わが家では明治四十三年に家を、昭和十年には田畑を流されました。そのため、洪水被害がいかなるものか、身をもって知っています。同冊子の「計画高水流量配分図」と「洪水調整計画」の図表は机上論であり、県が予想している洪水被害軽減の効果は、ほとんどないといえます。このダム計画に巨費を投じる意味が、どこにあるのですか。

近年の小増水においてさえ、流木量の増加が観察されます。これは山が荒れているからです。緑のダムといわれる山林の手入れなどにこそ血税を振り向けることが緊要です。

同冊子の「水道用水の供給」については、高崎上水道設備設置の経緯と現状を調べました。当ダム建設計画の出資者である高崎市によると、「水道用水の供給についての水利権の確保が目的である」とのことです。

しかし同市は上里見より取水をするための水道設置の工事を始めるに先だって、明治四十年十一月当時の里見村との間に送水量並びに使用料の件も含めて契約を結んでいます。（里見村誌による）以来現在に至るまで、適正な費用と大きな効果をもつて、同市の水道は運営されています。

取り入れ口の水利権を実質運用している春日松原堰の一関係者である私としては、契約にもとづく現在の良好なしくみが、百年近くの長きにわたって同市の水道事業の健全さを保障して

きたと考えます。

ダム計画地における冬季の降雪はわずかです。晩秋より梅雨入りをむかえる翌年六月頃まで、まとまった降水はほとんど望めません。地面を濡らす程度の降りかたではダムに水が溜まるはずはなく、下流への放流も制限されつつけることは自明です。つまり渇水時には「ダムも渇水」なのです。

そしてこのように流量が制限されれば、烏川の水質や環境への悪影響も避けられません。既得用水への影響も必至と思われるます。(参考「室田町誌」「里見村誌他」)

以上の点から左記の質問にご回答をお願いいたします。

①「近年の洪水被害」等の図表は、同冊子を読む者に訴えかける効果が大きいと思います。しかし前述したように掲載資料の多くが、数値の上での思いこみを引きおこします。あたかも烏川の氾濫のみで多数の死者が発生したというような受け取りかたを強いている感が否めません。このような掲載方法の根拠は何ですか。

また、例えば昭和十年の台風災害について当時の資料を調べれば実際の状況を知ることができ、しかし同冊子に記述されていることばや文章は明らかに不適切なものです。どのような意図があるのですか。それぞれ資料ごとに答えてください。

②同ダム計画で想定している洪水調節の能力と投資対効果について、田島三夫自宅(榛名町上里見甲一九八)北の地点での洪水被害の軽減の予想はどのようなものなのか、お答えください。以前何度も被災したのですから、ぜひ知りたいと思います。

③記録的な豪雨災害は広範な地域をおおう雨雲によってもたらされることが多く、計画のダムがすでに満水状態に達し、放流するしかないところへ、例えば昭和十年九月のような状況での豪雨が襲った場合、県はどのような解決方法を考えているのですか。具体的な対処の仕方を答えてください。

また、仮に放流によって切り抜けた場合、人的災害の発生に対する責任はだれがとるのですか。お答えください。

④上里見より取水をするための契約を、当時の里見村との間で結んでから百年近くたつというのに、高崎市が目的としているのは同取水場所での安定水利権の確保です。

ダム建設計画への出資ということで同市の水道事業はどのように変わりますか。安定水利権確保の必要性を裏付ける理由は何ですか。同ダム建設計画において事業主体である県に説明を求めます。答えてください。

⑤残念なことに「倉渕ダム群馬県」の冊子では、水道用水と既得用水について、ダム計画地における降水の事情、さらに烏川流域全体からみた治水対策のありかた、また渇水の本質や河川

環境に関わる現実と今後の予想される諸問題についてなら明示していません。事業主体としての見解を余さずお答えください。ご回答をお待ちいたします。

期限 二〇〇一年十二月二十五日

五日

宛先 烏川を大事にする会

代表 田島三夫

〒370-1334 群馬県群馬郡榛名町上里見甲一九八

電話・ファックス 027-137413156

「週刊 サンデージャーナル」

2002年2月10日号より

題字及び本文を転載しました。なお体裁については、リードや中見出しを省略してあります。

(本文中、1箇所訂正済み)

2026年8月31日 田島三夫

この公開質問状を提出後、群馬県は冊子「倉渕ダム・群馬県」の内容を修正、改訂した